

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、諏訪都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成18年4月17日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成18年5月9日(火) 午前9時から
- (2) 場所 湖南公民館2階講堂 諏訪市大字湖南4038番地6

2 都市計画の変更案の概要**(1) 都市計画道路の変更案**

諏訪都市計画道路 3・4・24号四谷線ほか1路線

平成6年長野県告示第208号の土地の区域のうち、諏訪市大字豊田及び湖南の一部を変更します。(別紙素案のとおり)

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成18年5月1日(月)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成18年5月1日(月)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画チーム、長野県諏訪建設事務所整備チーム又は諏訪市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

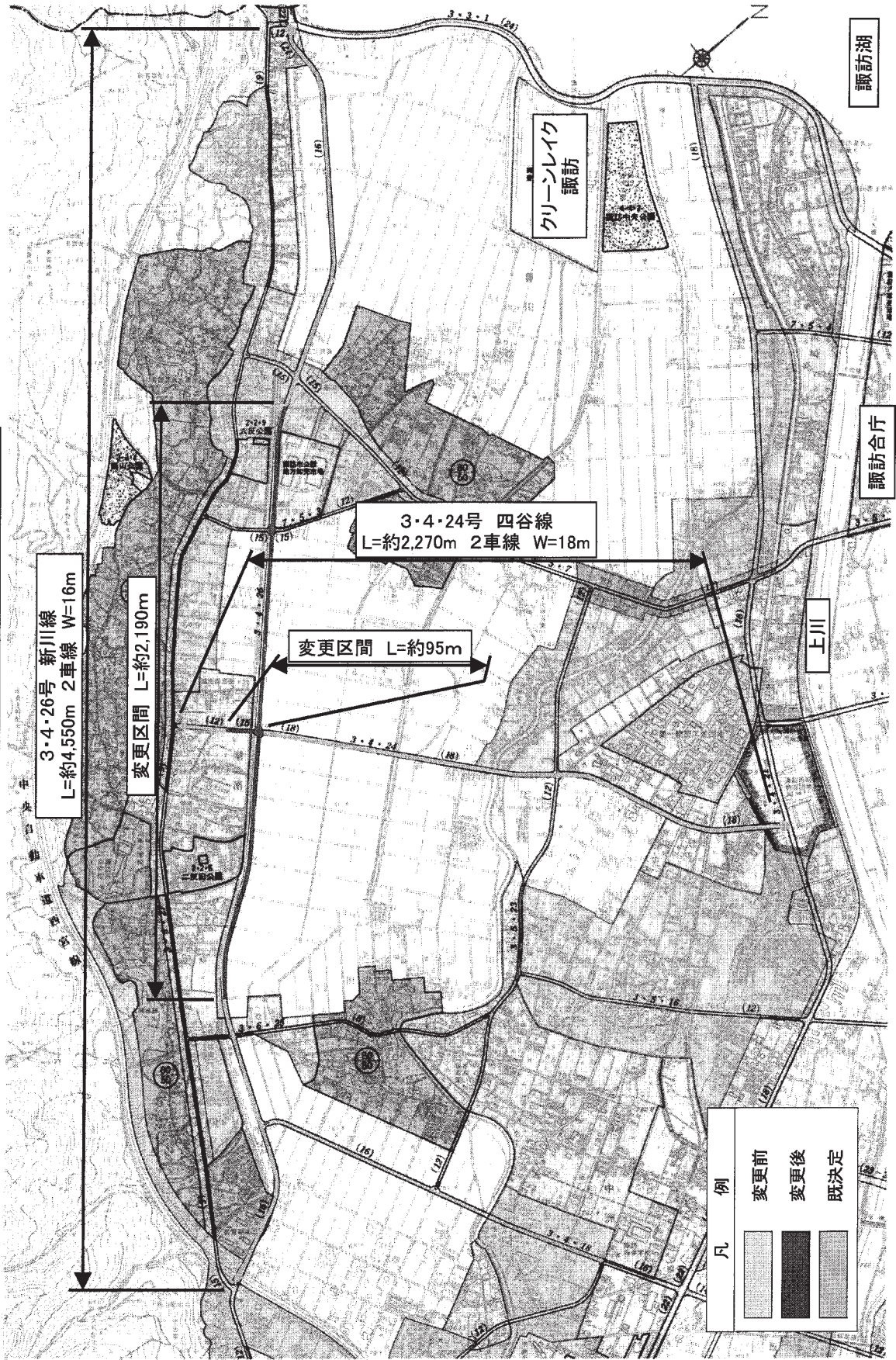
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)

諏訪都市計画道路の変更(素案)
 3・4・24号 四谷線 3・4・26号 新川線



凡例

	変更前
	変更後
	既決定

(別紙様式)

(受付日時： 月 日 時 分)

公 述 申 出 書

(整理番号)

諏訪都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次の
とおり意見を述べたいので申し上げます。

平成18年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画チーム

公告

平成18年3月29日、小諸市による小諸西部地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成18年4月17日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年3月31日、佐久市土地改良区の新規土地改良事業(佐久東部地区)の施行を認可しました。

平成18年4月17日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

水と土・郷づくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年4月17日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

- 許可番号 平成17年12月13日
長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-12号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字三日町644-3、644-4、644-5、644-6、644-7、644-8、644-9、644-10、644-11、645-1、645-2、645-3、646-1、646-2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町大字中箕輪1729番地
マルヤス電業株式会社 代表取締役 宮坂 哲夫

建築まちづくりチーム